

## 転貸借 宅建 H23-07-4 <<#823>>

【問】正誤をつけよ。

Aは、Bに対し建物を賃貸し、Bは、その建物をAの承諾を得てCに対し適法に転貸している。  
Aは、Bの債務不履行を理由としてBとの賃貸借契約を解除するときは、事前にCに通知等をして、賃料を代払いする機会を与えなければならない。

【答え】誤り

<<ポイント>> 転借人に対する催告の要否 宅建【★基礎必須】

賃料の延滞を理由に賃貸借を解除(債務不履行解除)するには、賃貸人は賃借人に催告すれば足り、転借人にその支払の機会を与える必要はない。(最判平 9.2.25)

⇒ 事前に**転借人**に通知等をして賃料の代払いの機会を与える必要はない